

給付区分毎の財政運営の特例、 事業所編入時の特例等 (意見募集開始)

対照先

内容

DB年金

法令通知

厚年基金

財政運営

適格年金資産運用

退職金

会計基準

その他

その他

ポイント

今般、以下の内容を趣旨とする意見募集(パブコメ)が開始¹され、併せて関連する照会事項に対する行政回答がありましたので概要をご案内します。

尚、意見募集期限は代議員会の開催時期を踏まえ7月31日までとされています(7月末改正見込)。

1. 給付区分特例【新設】

一つの制度において異なる給付区分(第2加算制度等)がある場合²、給付区分毎に年金資産を分別管理(剰余・不足を分別管理)することを可能とする。

2. 編入特例【新設】

過去期間を通算して事業所編入する場合、数理債務を超える持込資産を当該編入事業所固有の剰余³として取扱うことを可能とする。

3. 特別掛金算定の取扱い整理

事業所ごとの特別掛金設定や事業所編入時の特別掛金の設定方法等について整理された。

4. 資産分割方法の整理

制度分割、権利義務移転承継(事業所単位)の場合の資産分割は、給付現価、数理債務、責任準備金、最低積立基準額のいずれかの比により按分する(各債務比による受給権者先取りも可)。

¹ <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495080098&OBJCD=100495&GROUP=>

² 制度全体に共通する給付区分(基本部分及び加算部分)が必要

³ 「承継事業所償却積立金」という

⁴ 新規設立、統合・合併、権利義務移転承継、給付区分新設時

改正の背景等

1. 給付区分特例

これまででは一部の給付区分に不足金があっても、制度全体で剰余となっている場合には、その一部の給付区分の不足金に対する特別掛金を設定できず、適正な財政運営ができない可能性があった。

(例えば第1加算では剰余があり第2加算では不足があるような場合でも、制度全体で不足がない場合は第2加算の不足が解消できなかった。)

2. 編入特例

現状でも過去期間を通算して事業所編入する場合には、事業所毎の特別掛金を設定可能だが、剰余を当該編入事業所の固有のものとして取り扱う事はできなかった(剰余は原則、制度全体に帰属するものとされていた)。

3. 特別掛金算定の取扱い整理

上記1、2の特例に関連して特別掛金を給付区分ごと、編入事業所ごとに設定する場合の取扱いに関し、以下の点について整理された。

- ・先発債務と後発債務を区分して特別掛金を設定可能と明示
- ・同一給付区分は同一の償却期間・償却割合であること(但し、事業所編入等の場合は事業所ごとに設定可)

4. 資産分割方法の整理

制度としての連帯性の観点から、債務按分に基づいて分割資産額を計算するべきとの考えから、要支給額比や債務額そのものを分割資産額とすることは今後認められなくなる。(これまでも同様の口頭指導がされていた ニュースNo.32ご参照)

上記1、2の特例については既に給付区分毎の資産または編入事業所の剰余を個別に把握している場合については遡及適用が可能とされているが、具体的な取扱いは現状不明(照会予定)。

上記1.給付区分特例、2.編入特例共に規約変更が必要。

【改正対象】

(DB)

・DB規則

・通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003・年運発第0329002号)」

そのほか、新たに通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的取り扱いについて」が発出される予定。

(厚年)

・厚年基金規則

・通知「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について(平成3年10月17日年発第5941号)」

・通知「厚生年金基金の財政運営について(平成8年6月27日年発第3321号)」

・通知「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて(平成8年6月27日年発第3323号)」

以上